

北海道を元気にする中小企業・ 地域産品・観光等支援施策集

～Message～

- 北海道胆振東部地震からの迅速な北海道経済の復興を目指し、「風評被害の払拭」、「産業基盤の回復と経営再建」、「北海道経済の成長軌道化」に向けて、中小企業・小規模事業者をはじめ、関係事業者の方々への幅広い支援施策をとりまとめましたので、ご活用ください。
- 今後、内容が追加・変更される可能性もあり、随時情報を更新してまいります。

平成31年1月16日版
北海道経済部
経済産業省北海道経済復興支援チーム

本施策集の問い合わせ先

北海道 経済部経済企画局経済企画課

Tel 011-231-4111（内線 26-703）

経済産業省 北海道経済復興支援チーム

Tel 011-709-1773（直通）

※各支援事業の内容に関しては、個表の連絡先へお問い合わせください。

目 次

1. 風評被害の払拭

■観光業の復興

- 旅行割引制度（ふっこう割）の導入【北海道】・・・ 4
- 北海道観光復興に向けたキャンペーン【北海道】・・・ 5
- 北海道の魅力発信による消費拡大事業【経産省】・・・ 6
- 「鵲川ししゃも祭り」を核としたインバウンド向け観光情報の発信【経産省】・・・ 7

2. 産業基盤の回復と経営再建

■中小企業支援

- 北海道中小企業総合振興資金～経営環境変化対応貸付（災害復旧）【北海道】・・・ 8
- 北海道中小企業高度化資金貸付（災害復旧貸付）【北海道】・・・ 9
- 卸売市場整備促進費補助金【北海道】・・・ 10
- 融資制度等の様々な支援策の説明会、移動相談会の実施【北海道】・・・ 11
- 商店街のにぎわい回復のための集客イベントの実施支援【経産省】・・・ 12
- 中小企業総合支援センターによる経営相談支援【北海道】・・・ 13
- 厚真町、安平町、むかわ町が行う仮設店舗の設置支援【経産省】・・・ 14
- 政府系金融機関等における特別相談窓口の設置【経産省】・・・ 15
- セーフティネット保証4号の適用【経産省】（更新）・・・ 16
- 厚真町、安平町、むかわ町における災害関連保証の適用【経産省】・・・ 17
- 災害復旧貸付の金利引き下げ、対象事業者拡大【経産省】・・・ 18
- 北海道活力強化ファンド【政投銀ほか】・・・ 19
- 既往債務の返済条件緩和等の対応【経産省】・・・ 20
- 小規模企業共済災害時貸付の適用【経産省】・・・ 21
- 親事業者に対する下請中小企業への配慮要請【経産省】・・・ 22
- よろず支援拠点等による被災事業者への専門家派遣【経産省】・・・ 23
- 輸出入許可証の紛失者や延長申請における特例措置【経産省】・・・ 24
- 特許出願等に関する早期審査、早期審理の実施【経産省】・・・ 25
- 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン【財務局】（新規）・・・ 26
- 雇用調整助成金の特例【労働局】（新規）・・・ 27

■強靱化対策

- 自家用発電機を備えた「住民拠点 SS」等の整備【北海道】・・・ 28
- 自家用発電機を備えた「住民拠点 SS」等の整備【経産省】・・・ 29
- 病院や避難所など重要施設における燃料の自衛的備蓄の支援【経産省】・・・ 30
- 石油コンビナートの強靱化支援【経産省】・・・ 31

3. 北海道経済の成長軌道化

■道産品の販路拡大

（１）全国での道産品の販路拡大支援

- 首都圏等での食プロモーション事業の実施【北海道】・・・ 32
- 小規模事業者等向けの実践型復興支援事業（展示販売会等）【経産省】・・・ 33
- 被災事業者等販路開拓支援事業【経産省】（更新）・・・ 34
- どさんこプラザの活用等による販路拡大に向けたマーケティング支援【北海道】・・・ 35
- 北海道産品取引商談会・北海道の物産と観光展の開催【北海道】・・・ 36
- 道産食品の成長市場向けマーケティング支援【北海道】・・・ 37
- 北海道食品機能性表示制度による道産食品高付加価値化に向けた支援【北海道】・・・ 38
- 「Gift Show2019(東京)」「FOODEX 2019(千葉)」等への出展支援【経産省】・・・ 39
- 日本百貨店協会との連携による全国各地での北海道物産展の実施【経産省】・・・ 40

（２）海外における道産品の販路拡大支援

- アジア各国での「北海道フェア」等の実施【北海道】・・・ 41
- 台湾における道産品の販路拡大支援【北海道】・・・ 42
- 道産ワインの販路拡大等支援【北海道】・・・ 43
- マレーシア、香港における「北海道フェア」の開催【北海道・経産省】・・・ 44
- 日越交流フェス（ベトナム）での道産品販売ブース等設置【北海道・経産省】・・・ 45
- EC サイト「Red Mart（シンガポール）」による北海道コーナーの設置【経産省】・・・ 46
- JETRO 等の新輸出大国コンソーシアム構成機関の専門家による相談対応【経産省】・・・ 47

■中小企業支援

- 商店街における被災地特産品等の復興支援セールの開催【北海道】・・・・・・・・・・ 48
- 道立地域食品加工技術センターによる技術相談等支援【北海道】・・・・・・・・・・ 49
- 道立工業技術センターによる技術相談等支援【北海道】・・・・・・・・・・ 50
- （地独）北海道立総合研究機構工業試験場による技術相談等支援【北海道】・・・・・・・・ 51
- 中小企業総合支援センターによる設備貸与事業【北海道】・・・・・・・・・・ 52
- 小規模企業の ICT 利活用を通じた経営体質の強化等支援【北海道】・・・・・・・・・・ 53
- 被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）【北海道】・・・・・・・・・・ 54
- 小規模事業者への販路開拓等支援（小規模事業者持続化補助金）【経産省】・・・・・・・・ 55
- 専門家派遣による BCP 策定支援【経産省】・・・・・・・・・・ 56

取組名称	旅行割引制度（ふっこう割）の導入
支援分野	1. 風評被害の払拭（観光業の復興）
概要	地震等により、大きな影響を受けた観光の早急な需要回復を図るため、旅行商品の割引に対して支援します。
支援内容	道内、国内、海外の旅行者を対象とした旅行商品や宿泊料金の割引券を発売します。 <第1弾：元気です北海道 クーポンキャンペーン> 2018年10月～11月に北海道内に宿泊される方を対象に、宿泊料金が最大20,000円割引になるキャンペーンを各旅行予約サイトで実施中 ※クーポンはなくなり次第終了します <第2弾：「北海道ふっこう割」割引対象旅行商品の販売予定> 飛行機やバスなどの料金と宿泊料金を含む旅行商品が、最大35,000円割引となります。全国の旅行会社より随時販売される予定です。 ※割引額は旅行商品の内容等により変わります
対象者	道内への旅行者（道内、国内、海外の旅行者）
実施時期	平成30年10月1日～平成31年2月28日
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者：北海道経済部観光局
	TEL： 011-204-5306
	FAX： 011-232-4120
	メール： kanko.web@pref.hokkaido.lg.jp
URL	https://genki-hokkaido.com/

取組名称	北海道観光復興に向けたキャンペーン
支援分野	1. 風評被害の払拭（観光業の復興）
概要	地震等により、大きな影響を受けた観光の早急な需要回復を図るため、関係機関とも連携しながら、国内外に向けた情報発信や誘客プロモーションを集中的に実施します。
支援内容	<国内外向け観光プロモーション> ・ポスター、パンフレット、チラシ等の作成・配布 ・国内外の「どさんこプラザ」による応援フェアの実施 ・東アジア、東南アジアでのトップセールスの実施 ・政府観光局（J N T O）、日本貿易振興機構（J E T R O）と連携した海外誘客プロモーションの実施 など <情報発信> ・知事メッセージの国内外への発信 ・新聞、雑誌、機内誌、W E B 広告等を活用した情報発信など
対象者	－
実施時期	随時実施中
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者：北海道経済部観光局
	TEL： 011-204-5306
	FAX： 011-232-4120
	メール： kanko.web@pref.hokkaido.lg.jp
URL	

取組名称	北海道の魅力発信による消費拡大事業
支援分野	1. 風評被害の払拭（観光業の復興）
概要	メディア等を活用した地域産品といった観光コンテンツのプロモーション等を実施していきます。
支援内容	・観光客の消費者行動の分析を行い、関連する施策の効果向上を図る。 ・メディア等を活用した地域産品といった観光コンテンツのプロモーションの実施や、既存の海外イベントも活用しつつ、風評被害対策や訪日客消費拡大のセミナー等を開催。 ・観光客の呼び込みに向け、地域ブランディング支援を行う。
対象者	国内外に北海道観光をPRする民間事業者 等
実施時期	平成30年11月下旬～平成31年3月
支援行政機関	経済産業省
連絡先	担当者： 商務・サービスグループクールジャパン政策課
	TEL： 03-3501-1750
	FAX： 03-3501-6782
	メール： cool-japan@meti.go.jp
URL	http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2018/k181018001.html

取組名称	「鵜川ししゃも祭り」を核としたインバウンド向け観光情報の発信
支援分野	1. 風評被害の払拭（観光業の復興）
概要	むかわ町で開催される「ししゃも祭り」やむかわ町周辺地域が有する観光コンテンツの魅力について、多くの外国人が利用するSNSや観光サイトを通じて多言語で情報発信することにより、元気な北海道をアピールするとともに、むかわ町周辺地域へのインバウンド誘客促進に向けた観光プロモーションを実施します。
支援内容	11/3-4に開催される「鵜川ししゃも祭り」の開催案内をインバウンド向けに実施するほか、国内外においてむかわ町周辺地域の観光PR・プロモーション活動に活用可能なコンテンツ（記事、写真、動画等）を作成し、100万人以上のユーザー数やフォロワー数を有する観光サイト・SNSで発信を行うことにより、風評被害の払拭とむかわ町周辺地域への観光誘客を図ります。
対象者	
実施時期	平成30年10月下旬～平成31年3月
支援行政機関	北海道経済産業局
連絡先	担当者：産業部 産業振興課
	TEL： 011-709-2311（内線2592）
	FAX： 011-709-2566
	メール： hokkaido-sangyo@meti.go.jp
URL	https://livejapan.com/ja/in-sapporo_chitose/article-a0002740/

取組名称	北海道中小企業総合振興資金～経営環境変化対応貸付（災害復旧）
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	胆振東部地震の被害により経営に影響を受けている中小企業の方に対し、運転資金等を貸し付けます。
支援内容	○資金使途：運転資金 融資金額：5,000万円以内 設備資金 融資金額：8,000万円以内 ○融資期間：10年以内（うち据え置き2年以内） ○融資利率：固定金利 5年以内1.0%、10年以内1.2% 変動金利 1.0% ○その他：信用保証料補助制度あり ※局激適応3町：全額 ※その他市町村：1／3
対象者	胆振東部地震の被害により経営に影響を受けている中小企業の方
実施時期	平成30年9月6日～平成31年3月31日
支援行政機関	北海道、各地域金融機関、北海道信用保証協会
連絡先	担当者：北海道経済部地域経済局中小企業課 TEL： 011-204-5346 FAX： 011-232-8127 メール：keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp
URL	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/

取組名称	北海道中小企業高度化資金貸付（災害復旧貸付）
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	中小企業者の方で組織される事業協同組合などが、災害復旧等に係る高度化事業（共同施設の設置、工場・店舗の集団化、街ぐるみで商店街を改造する事業など）を実施する場合に、施設の設置資金を北海道が長期・低利で直接、貸し付けます。
支援内容	【災害復旧貸付】 ○対象事業：①既往の高度化事業の貸付けを受けた事業用施設が災害による被害を受けたため、施設の復旧を図りたいとき ②災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって、新たに高度化事業の貸付対象事業を実施するとき ○対象者：①過去に高度化資金の貸付を受けて整備した施設の復旧を図る者 ②施設の復旧に当たって新たに高度化事業の貸付対象事業を行う者 ○対象施設：災害復旧に当たって必要な土地、建物、構築物、設備であって資産計上されるもの ○貸付期間：最長20年以内（うち据置期間3年以内） ○貸付利率：無利子 ○貸付割合：貸付対象事業費の90%まで ○担保・保証：貸付に当たっては物的担保・連帯保証人等を必要とする ○貸付手続：・実施年度の前々年度の12月末までに実施計画書を作成し道に提出 ・前年度に事業計画について診断を受けた後、貸付決定 ・実施年度に、支出検査を行い貸付金を交付
対象者	中小企業者の方で組織される事業協同組合など
実施時期	随時
支援行政機関	北海道、各地域金融機関
連絡先	担当者：北海道経済部地域経済局中小企業課（近代化資金G） TEL： 011-204-5345 FAX： 011-232-1041 メール：keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp
URL	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kodoka/kodoka.htm

取組名称	卸売市場整備促進費補助金
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	北海道胆振東部地震及び台風21号の被害を受けた卸売市場施設の復旧を支援します。
支援内容	国の「強い農業づくり交付金（北海道胆振東部地震及び平成30年台風被災施設整備等対策）」を活用して、北海道胆振東部地震等により被災した卸売市場が行う施設の復旧を支援します。 ○対象事業：卸売市場の施設整備 ・市場機能が被災前に比べ、概ね同程度以上に回復 ・解体・廃棄の費用も対象、地割れ、土砂撤去等の整地費用も対象 ・被災後に着工したもの（指令前着手可） ○補助率：中央卸売市場・地域拠点市場 1／2 以内 上記以外の地方卸売市場 1／3 以内
対象者	北海道胆振東部地震等により被災した卸売市場
実施時期	平成30年9月6日～平成31年3月31日
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者：北海道経済部地域経済局中小企業課 TEL： 011-204-5345 FAX： 011-232-8127 メール：keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp
URL	

取組名称	融資制度等の様々な支援策の説明会、移動相談会の実施 (被災中小企業支援制度普及・相談事業)
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建 (中小企業支援)
概要	被災した中小企業者等の事業復旧・再開に向けたきめ細やかな支援を行うため、支援策を取りまとめたガイドブックを印刷、PRするとともに、中小企業支援機関など関係機関と連携し、被害が甚大な地域などで支援施策説明会・移動相談会を開催します。
支援内容	<「被災中小企業者等支援策ガイドブック」の作成、施策PR> 国等と連携し、中小企業者の事業復旧・再開に役立つ支援策の情報をまとめたガイドブックを印刷し、あらゆる機会を通じて支援施策のPRを行います。 【掲載内容】 相談窓口、補助制度、融資制度や税の特例措置など <支援施策説明会・移動相談会の開催> 地震による被害が甚大な地域及び道内6圏域を会場として、中小企業支援機関など関係機関から相談員を参集し、地域の中小企業等を対象とした「胆振東部地震災害関連中小企業等経営・金融支援施策説明会・相談会」を実施します。
対象者	中小企業等
実施時期	・厚真町、安平町、むかわ町は、10/15～17に1回目開催。 安平町 : 12/7(金)13:30～16:30 安平町役場総合庁舎 むかわ町 : 12/14(金)13:30～16:30 むかわ町商工会館 厚真町 : 12/18(火)13:30～16:30 厚真町青少年センター ・その他の地域 オホーツク : 11/15(木)14:00～16:30 北見信用金庫本店9階 (北見市) 十勝 : 11/16(金)13:30～16:00 帯広信用金庫セミナールーム (帯広市) 道南 : 11/19(月)14:00～16:30 函館市国際水産・海洋総合研究センター (函館市) 道北 : 11/20(火)13:30～16:00 上川総合振興局 (旭川市) 道央 : 11/29(木)13:30～16:00 石狩振興局道庁別館 (札幌市) 釧路・根室 : 11/30(金)14:00～16:30 釧路市交流プラザ さいわい多目的ホール (釧路市)
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者：北海道経済部地域経済局中小企業課 TEL : 011-204-5331 FAX : 011-232-8127 メール : keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp
URL	

取組名称	商店街のにぎわい回復のための集客イベントの実施支援
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	北海道全域における商店街のにぎわいを取り戻すための集客イベントの実施に係る費用の一部を支援します。 ○募集期間：平成30年11月22日（木）～平成31年1月18日（金）（当日消印有効） ※2月に事業を実施予定の場合、平成30年12月14日（金）までに応募申請書の提出があれば、先行して審査・採択を行います。
支援内容	○補助率：2／3以内（上限額100万円、下限額30万円） ※自己負担分には地方公共団体等の補助金を充当可。 ○補助対象費目：謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費
対象者	平成30年北海道胆振東部地震により影響を受けた商店街組織 ※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等
実施時期	事業実施期間 平成31年2月上旬から平成31年3月29日まで
支援行政機関	北海道経済産業局
連絡先	担当者：産業部 流通産業課 商業振興室 TEL：011-709-2311（内線）2581 FAX：011-709-2566 メール：hokkaido-shogyo@meti.go.jp
URL	http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20181122_2/index.htm

取組名称	中小企業総合支援センターによる経営相談支援
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	中小企業診断士等の専門スタッフが、経営に関する様々な相談に対応します。
支援内容	<経営相談> 中小企業診断士等のスタッフが経営に関する様々な相談に対応します。 （お問い合わせ先） 経営支援部：011-232-2407 道南支部：0138-82-9089 釧根支部：0154-64-5563 十勝支部：0155-67-4515 日胆支部：0143-47-6410 道北支部：0166-68-2750 桺ツク支部：0157-31-1123 <インターネット経営相談> インターネットにより、企業経営に関する相談を随時受け付けています。 （夜間及び土・日・祝日は翌営業日以降の対応となります） https://www.hsc.or.jp/internet_contact/ <専門家派遣事業> 中小企業者等が抱える様々な経営課題に対し、（公財）北海道中小企業総合支援センターの「人材情報データベース」に登録された主に道内の経験豊富な専門家を派遣し、アドバイスを実施します。年間3回まで無料で派遣します。
対象者	中小企業者等
実施時期	随時
支援行政機関	北海道、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター
連絡先	担当者：北海道経済部地域経済局中小企業課 TEL： 011-204-5330 FAX： 011-232-8127 メール： keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp
URL	https://www.hsc.or.jp/consul_cat/consul/

取組名称	厚真町、安平町、むかわ町が行う仮設店舗の設置支援
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	激甚災害指定地域（厚真町、安平町、むかわ町）において、被災した中小企業・小規模事業者の早期事業再開を支援するため、町が整備した仮設施設について必要な費用を中小機構が補助します。
支援内容	激甚災害指定地域（厚真町、安平町、むかわ町）において、被災した中小企業・小規模事業者の早期事業再開を支援するため、町が整備した仮設施設について中小機構が補助（補助額10／10）します。
対象者	平成30年北海道胆振東部地震で特に被害の大きかった厚真町、安平町、むかわ町
実施時期	平成31年3月11日まで
支援行政機関	独立行政法人中小企業基盤整備機構
連絡先	担当者：震災復興支援部復興支援課
	TEL： 03－5470－1565
	FAX： 03－5470－1566
	メール： fujita-s@smri.go.jp
URL	

取組名称	政府系金融機関等における特別相談窓口の設置
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	今般の災害で影響を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰り等に関する相談に対応するため、特別相談窓口を設置しています。
支援内容	本相談窓口は、北海道経済産業局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。
対象者	平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者
実施時期	実施中
支援行政機関	北海道経済産業局 ※北海道経済産業局以外の相談窓口設置機関は下記URL参照
連絡先	担当者：産業部中小企業課 TEL：011-709-2311（内線2575-2576） FAX：011-709-4138 メール： hokkaido-chusho@meti.go.jp
URL	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2018/180906saigai.htm

【更新】

取組名称	セーフティネット保証 4 号の適用
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	北海道内の指定地域（29市町村）において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の 100%を保証するセーフティネット保証 4 号を適用します。
支援内容	<保証条件> ①対象資金：経営安定資金 ②保証割合：100%保証 ③保証限度額：一般保証限度額の別枠で、無担保 8,000 万円、普通 2 億円 ④保証人：原則第三者保証人は不要
対象者	下記（イ）の指定地域において、（ロ）（ハ）の両方に該当する事業者 （イ）札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、苫小牧市、江別市、三笠市、根室市、千歳市、富良野市、恵庭市、北広島市、ニセコ町、泊村、占冠村、興部町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、浦河町、様似町 （ロ）指定地域において 1 年間以上継続して事業を行っていること。 （ハ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）
実施時期	平成 31 年 3 月 18 日まで
支援行政機関	北海道経済産業局
連絡先	担当者：産業部中小企業課 TEL：011-709-2311（内線2575-2576） FAX：011-709-4138 メール：hokkaido-chusho@meti.go.jp
URL	http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido_eq/safetynet.pdf

取組名称	厚真町、安平町、むかわ町における災害関係保証の適用
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	激甚災害法が適用された厚真町、安平町、むかわ町の3町において、今般の災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証、セーフティネット保証4号とは更に別枠の限度額で融資額の100%を保証する災害関連保証を適用します。
支援内容	<保証条件> ①対象資金：事業再建資金 ②保証割合：100%保証 ③保証限度額：一般保証、セーフティネット保証4号の限度額とは更に別枠で、無担保8,000万円、普通2億円 ④保証人：原則第三者保証人は不要
対象者	激甚災害法が適用された厚真町、安平町、むかわ町の3町において、事業所または主要な事業用資産に係る罹災証明を受けた中小企業・小規模事業者
実施時期	平成31年3月31日まで
支援行政機関	北海道経済産業局
連絡先	担当者：産業部中小企業課 TEL：011-709-2311（内線2575-2576） FAX：011-709-4138 メール：hokkaido-chusho@meti.go.jp
URL	

取組名称	災害復旧貸付の金利引き下げ、対象事業者拡大
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、北海道の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。
支援内容	<日本政策金融公庫の災害復旧貸付> 【金利】基準利率から0.9%引き下げた利率 （貸付額のうち1,000万円を上限として、貸付後3年間） ※基準利率（11月9日現在） 中小企業事業：1.11%（貸付期間5年以内の場合） 国民生活事業（災害貸付）：1.31～1.90% ※従来と異なり、災害救助法適用地域全域の事業者に関し金利引き下げを適用 【貸付限度額】中小企業事業→別枠で1億5,000万円 国民生活事業→各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円 【貸付期間】中小企業事業→設備15年以内・運転10年以内 国民生活事業→適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる ※普通貸付を適用した場合は10年以内 ※商工組合中央金庫はプロパー融資により貸付を実施(金利は所定の金利)。
対象者	平成30年北海道胆振東部地震により直接被害（※）を受けた北海道全域の中小企業・小規模事業者 ※建物・設備被害、物損に伴う在庫棄損だけでなく、停電の影響による在庫棄損に対象を拡大
実施時期	実施中
支援行政機関	経済産業省
連絡先	担当者：日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL：0120-154-505 担当者：商工組合中央金庫 特別相談窓口 TEL：0120-542-711
URL	http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido_eq/kashitsuke.pdf

取組名称	北海道活力強化ファンド
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	北海道胆振東部地震及びこれに伴う災害からの復旧・復興並びに地域活力の強化に資する事業を行う事業者に対して、リスクマネー、成長資金等の供給を行います。
支援内容	シニアローン（期限一括含む）、劣後ローン、優先株式、普通株式等
対象者	・地震による直接被害及び間接被害からの復旧・復興に資する事業を行う事業者 ・地震による被害を契機とした北海道の活力強化に資する事業を行う事業者
実施時期	実施中
支援行政機関	－
連絡先	①株式会社北洋銀行融資第一部 担当者： ②株式会社北海道銀行融資部 ③株式会社日本政策投資銀行北海道支店
	①011-261-1318 TEL： ②011-233-1176 ③011-241-4112
	①011-231-9151 FAX： ②011-251-7539 ③011-221-0650
	メール： －
URL	https://www.dbj.jp/ja/topics/dbj_news/2018/files/0000031712_file1.pdf

取組名称	既往債務の返済条件緩和等の対応
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。
支援内容	【日本政策金融公庫、商工組合中央金庫での対応】 返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化等について、例えば災害によって必要書類が準備できない場合は、事後的な提出を認める等個社の実情に応じて柔軟に対応します。 【信用保証協会での対応】 返済期日経過後の期日延長や返済方法、既往の保証付融資の借換、保証承諾等について迅速に対応するとともに、例えば災害によって必要書類が準備できない場合は、事後的な提出を認める等個社の実情に応じて柔軟に対応します。
対象者	平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者
実施時期	実施中
支援行政機関	北海道経済産業局
連絡先	担当者：産業部中小企業課 TEL：011-709-2311（内線2575-2576） FAX：011-709-4138 メール：hokkaido-chusho@meti.go.jp
URL	

取組名称	小規模企業共済災害時貸付の適用	
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）	
概要	災害救助法が適用された北海道内の各市町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。	
支援内容	(1) 貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額または1,000万円のいずれか少ない額 (2) 貸付利率：年0.9%（平成30年9月6日現在） (3) 貸付期間：貸付金額500万円以下36ヵ月、505万円以上60ヵ月 (4) 償還方法：6ヵ月ごとの元金均等返済 (5) 担保、保証人：不要 (6) 借入窓口：商工組合中央金庫本・支店	
対象者	小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12ヵ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害又はこれに準ずる災害として機構が認める災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。 （1）被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。 （2）当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること。	
実施時期	実施中	
支援行政機関	経済産業省	
連絡先	担当者： 中小企業基盤整備機構（共済事業グループ小規模共済融資課）	
	TEL： 03-3433-8811（代表）	FAX：
	メール：	
URL	http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido_eq/kyousai.pdf	

取組名称	親事業者に対する下請中小企業への配慮要請
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	今般の災害では経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、経済産業大臣名(他省庁所管の業界については主務大臣との連名)で、業界団体代表者に、不当な取引条件の押しつけが無いよう、親事業者の必要な配慮等について要請しました。
支援内容	（要請事項） ①親事業者においては、今回の地震の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることが無いよう、十分に留意すること。 ②親事業者においては、今回の地震によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。 ③親事業者においては、今回の地震発生により北海道全域で生じている電力需給の状況を考慮し、節電の影響等によりあらかじめ定めた納期が遅れるなど、下請事業者との取引に影響が生じた場合には、下請事業者の不利益にならないよう十分に配慮すること。
対象者	平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者
実施時期	平成30年10月から
支援行政機関	北海道経済産業局
連絡先	担当者：産業部 中小企業課 TEL： 011-709-2311（内線2575-2576） FAX： 011-709-4138 メール：hokkaido-chusho@meti.go.jp
URL	

取組名称	よろず支援拠点等による被災事業者への専門家派遣
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	北海道よろず支援拠点で特別相談窓口を開設し、被災した事業者の経営の悩みに関する相談体制を強化し、ご相談をお受けしています。 また、相談窓口への電話1本で専門家を派遣します。
支援内容	今般の災害により被害を受けた事業者等が抱える課題に寄り添った相談対応を行います。 また、よろず支援拠点や地域プラットフォームにご来訪いただくか、お電話をいただければ、経営や資金繰り、税務、会計、雇用、IT等の専門家を派遣します。 従来は、窓口訪問後、一定のコンサルティングを受けてから専門家の派遣を行っていますが、被災された事業者のご負担を考慮して、お電話のみのご相談後に、専門家の派遣を行うこととします。
対象者	平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者
実施時期	平成30年10月から
支援行政機関	経済産業省
連絡先	担当者：北海道よろず支援拠点
	TEL： 011-232-2407
	FAX：
	メール： soudan@hsc.or.jp
URL	https://yorozu.hokkaido.jp/

取組名称	輸出入許可証の紛失者や延長申請における特例措置
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	平成30年北海道胆振東部地震の現況を勘案し、被災地輸出入業者等による外国為替及び外国貿易法の輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令上の申請手続等について、特例的な措置を講じます（平成30年台風第21号による被害も対象となります）。
支援内容	（1）災害により輸出許可・承認証、輸入割当・承認証又は事前確認書（以下「許可証等」という。）を紛失した者に対し、当該許可証等の写し、申請書類等の写しがない場合についても、再交付申請を受理します。 （2）災害により許可証等の有効期間内に有効期限の延長申請ができなかった者については、申請日まで有効期間があるものとみなし、有効期限の延長申請を受理します。 （3）上記（1）、（2）の申請及び許可証等の交付については、申請者が交通機関等に支障がある等の理由で申請が困難な場合については、FAX又はE-MAILによる申請の受付及び許可証等の交付を行います。 （4）各経済産業局の所管区域にかかわらず申請の受付を行います。 （5）輸出入の際、被災により利用が困難となった港・空港から、他の港・空港に変更をすることにより、許可証等に記載されている建値地域（例、FOB OSAKA）が変更となる場合には、当該地域の表記についての変更等は不要とします（外国地域の場合を除く）。
対象者	被災地輸出入業者等（許可証等を有する者及び申請を行おうとする者）
実施時期	実施中
支援行政機関	北海道経済産業局
連絡先	担当者：総務企画部国際課 成田、宮崎 TEL： 011-709-1752 FAX： 011-709-1798 メール：hokkaido-kokusai@meti.go.jp
URL	http://www.hkd.meti.go.jp/hokia/h30hisai_tokurei/index.htm

取組名称	特許出願等に関する早期審査、早期審理の実施
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	震災により被災した企業等の知財を活用した復興を支援するため、特許出願、意匠登録出願、商標登録出願に関する早期審査・早期審理を実施します。
支援内容	特許出願、意匠登録出願、商標登録出願又はそれらに係る拒絶査定不服審判事件の早期審査・早期審理を実施します。対象は、地震に起因した被害を受けた者による出願及びそれらに係る拒絶査定不服審判、事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業に関連する以下の発明 （ア）、意匠（イ）又は商標（ウ）に係る出願及びそれらに係る拒絶査定不服審判します。 （ア）当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明 （イ）当該事業所等の事業として創作された意匠又は実施される意匠 （ウ）当該事業所等の事業として使用される商標
対象者	ア.出願人・審判請求人の全部又は一部が、災害救助法の適用される地域（以下、「特定被災地域」という。）に住所又は居所を有する者 イ.出願人・審判請求人が法人であり、当該法人の事業所等が特定被災地域にある者 ※ 事業所等とは、工場、事務所、店舗、研究所を含みます。ただし、出願人・審判請求人と主体が異なる子会社や関連会社（別登記の法人）は含みません。
実施時期	実施中
支援行政機関	北海道経済産業局
連絡先	担当者： 地域経済部産業技術課知的財産室 番井 進 TEL： 011-709-5441 FAX： 011-707-5324 メール： hokkaido-chizai@meti.go.jp
URL	https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/souki_kaisi.htm

取組名称	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	災害救助法の適用を受けた自然災害の影響により、事業性ローンや住宅ローン等の既往債務の弁済に困難を来している個人の債務者は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、法的倒産手続によらず、債権者と債務者の合意にもとづき、債務の免除・減額を受けられる場合があります。
支援内容	本ガイドラインに基づく債権整理では、以下のメリットがあります。 ①弁護士等の登録支援専門家による手続き支援が無料。 ②財産の一部を手元に残せる。 ※債務者の被災状況や生活状況等の個人事情により異なる。 ③個人情報情報として登録されず、新たな借りに影響が及ばない。
対象者	北海道胆振東部地震により、事業性ローン等の既往債務の弁済に困難を来している個人の債務者（法人は対象となりません）。なお、財産・収入等に関し、一定の要件を満たしていることが必要です。
実施時期	実施中
支援行政機関	北海道財務局
連絡先	担当者：北海道財務局理財部金融監督第一課 TEL： 011-709-2311（内線4351） FAX： メール：
URL	http://hokkaido.mof.go.jp/syoutori/pagekhkp013000113.html

※本ガイドラインの内容について詳しく知りたい場合は、札幌弁護士会にお問い合わせください。

また、利用に関する具体的な相談については、最も多額のローンを借りている金融機関等にお問い合わせください。

取組名称	雇用調整助成金の特例
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（中小企業支援）
概要	雇用調整助成金とは、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。今般の平成30年北海道胆振東部地震の災害に伴う「経済上の理由」により、事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、特例措置を講じます。
支援内容	休業等の初日が平成30年9月6日から平成31年3月5日までの間にある特例の対象となる事業主に対して適用。 ① 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する。 ② 平成30年北海道胆振東部地震発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする。 ③ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする。 （遡及適用） 特例措置として計画届の事後的な提出を認めておりましたが、この特例措置については平成30年12月20日をもって終了しておりますので、現行は、休業等を開始する前に計画届の提出が必要となります。
対象者	平成30年北海道胆振東部地震の災害に伴う「経済上の理由」により、休業等を余儀なくされた事業所の事業主。
実施時期	実施中
支援行政機関	北海道労働局
連絡先	担当者：職業安定部職業対策課雇用開発係 TEL：011-788-2294 FAX： メール：
URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01454.html

取組名称	自家用発電機を備えた「住民拠点ＳＳ」等の整備 (災害時給油体制緊急整備事業)
支援分野	２．産業基盤の回復と経営再建（強靱化対策）
概要	災害時の広域的な給油体制を構築するために、ガソリンスタンドの自家発電設備の整備に対して支援します。
支援内容	補助対象：ガソリンスタンドの自家発電設備
対象者	揮発油販売事業者（ガソリンスタンド事業者）等
実施時期	平成３０年１２月～平成３１年３月（予定）
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者：北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 TEL： 011-204-5317 FAX： 011-222-5975 メール： keizai.kanene1@pref.hokkaido.lg.jp
URL	

取組名称	自家用発電機を備えた「住民拠点SS」等の整備
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（強靱化対策）
概要	災害時・停電時の石油製品の安定供給を確保するため、自家発電機を備えた「住民拠点SS（サービスステーション）」の整備等によりSSの災害対応力強化を図ります。
支援内容	（１）「住民拠点SS」の整備 災害時・停電時にもSSが稼働できるよう、SSへの自家発電機の導入を支援します。 （２）SSにおける災害対応力強化に係る設備導入支援 「住民拠点SS」等の地下タンクの入換・大型化を支援します。 （３）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業 「住民拠点SS」等における災害対応実地訓練等を実施します。
対象者	揮発油販売事業者（ガソリンスタンド事業者）等
実施時期	詳細が分かり次第お知らせします。
支援行政機関	経済産業省
連絡先	担当者：資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
	TEL： 03-3501-1320
	FAX： 03-3501-1837
	メール：
URL	

取組名称	病院や避難所など重要施設における燃料の自衛的備蓄の支援
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（強靱化対策）
概要	避難所や病院等の社会的重要インフラにおける燃料備蓄を推進するため、燃料タンク等の設置を支援します。
支援内容	災害時において、道路の寸断等により燃料供給が滞る場合にも備え、需要家側においても自家発電機等を稼働させるための燃料を自衛的備蓄として確保することが重要です。このため、避難所や病院等の社会的重要インフラ等への燃料備蓄を推進するべく、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援します。
対象者	避難所や多数の避難困難者が発生する施設（公共施設、病院、商業施設等）
実施時期	詳細が分かり次第お知らせします。
支援行政機関	経済産業省
連絡先	担当者：資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
	TEL： 03-3501-1320
	FAX： 03-3501-1837
	メール：
URL	http://www.iae.or.jp/fy30-sekiyu/#t_06

取組名称	石油コンビナートの強靱化支援
支援分野	2. 産業基盤の回復と経営再建（強靱化対策）
概要	地震による地震動・液状化・側方流動等による被害に備え、石油供給インフラの被害最小化と早期の石油供給回復に必要な製油所・油槽所の強靱化に向けた投資を支援する。
支援内容	災害時にも石油供給能力を維持するため、石油精製業者が進める製油所・油槽所における耐震・液状化対策や、被災地域外からの供給に必要な出入荷設備の増強対策等に対する支援を行う。具体的には以下の通り。 ①設備の安全停止対策 →災害時に設備の緊急安全停止を確実にすべく、配管の緊急遮断弁やタンカーの自動切り離し装置の増強等を支援。 ②耐震・液状化対策 →石油の入出荷設備（タンカー棧橋・背後護岸、構内配管、タンクローリー出荷レーン等）の耐震強化・液状化対策等を支援。 ③入出荷設備の能力増強・早期回復準備 →他地域へのバックアップ供給に必要な、入出荷ポンプ能力等の増強や、被災時の迅速復旧に資する資機材の準備等を支援。
対象者	石油を精製し供給する事業者、その親会社及び関連事業者
実施時期	詳細が分かり次第お知らせします。
支援行政機関	経済産業省
連絡先	担当者：資源エネルギー庁資源燃・料部石油精製備蓄課 TEL： 03-3501-1993 FAX： 03-3580-8467 メール：
URL	

取組名称	首都圏等での食プロモーション事業の実施 (食と観光需要喚起緊急対策事業費)
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化 (道産品の販路拡大)
概要	地震等により、大きな影響を受けた道産食品の早急な需要回復を図るため、首都圏等で大規模なプロモーションを展開します。
支援内容	○以下の国内8店舗の「どさんこプラザ」において北海道フェアを実施します。 ・有楽町店 (東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館1階) ・さいたま新都心店 (埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4丁目263-1コクーン2 1階) ・仙台店 (仙台市青葉区一番町4丁目5-24 錦章堂ビル1階) ・池袋店 (東京都豊島区南池袋1丁目29-1池袋ショッピングパーク北館地下1階) ・吉祥寺店 (東京都武蔵野市吉祥寺本町2丁目3-1東急百貨店吉祥寺店3階) ・相模原店 (相模原市南区相模大野4-4-3 伊勢丹相模原店地下1階) ・名古屋店 (名古屋市中村区名駅1丁目2-1名鉄百貨店メンズ館地下1階) ・札幌店 (札幌市北区北6条西4丁目JR札幌駅西通り北口) ○各振興局の特色を打ち出した首都圏での消費拡大キャンペーンを実施します。
対象者	ー
実施時期	「どさんこプラザ」北海道フェア 有楽町店 (11/7～12/18)、さいたま新都心店 (11/7～12/18) 仙台店 (11/7～12/18)、池袋店 (11/7～12/18) 吉祥寺店 (11/7～12/18)、相模原店 (11/7～12/18) 名古屋店 (11/7～12/18)、札幌店 (10/24～12/11)
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者：北海道経済部食関連産業室
	TEL： 011-204-5766
	FAX： 011-232-8860
	メール： shokusan@pref.hokkaido.lg.jp
URL	

取組名称	小規模事業者等向けの実践型復興支援事業（展示販売会等）
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（道産品の販路拡大）
概要	北海道胆振東部地震からの経済復興に向けて、顧客層にあった商品のPR手法など専門家から個別指導を受け、展示販売会に出展することを通じて、北海道内の中小企業・小規模事業者による特産品・土産品等の販路拡大や販売力の強化、商品の磨き上げを図る実践研修型の販促事業
支援内容	（１）事業者向け説明会(札幌) （２）事業者向け集合研修(東京・二子玉川) （３）事業者向け「販売手法研修催事」実施会場現地視察(東京・二子玉川) （４）事業者向け「模擬販売実技研修」(東京ビッグサイト) （５）事業者向け個別コンサルティング(札幌等北海道内) （６）事業者向け「販売手法研修催事」(東京・二子玉川) ※出展費用・研修費用の負担はありません。東京都内での研修・展示販売会等にかかる交通費・宿泊費などは定額支給（各事業者あたり上限は10万円）となります。
対象者	<対象事業者> 北海道内に事業所所在地のある中小企業・小規模事業者 <対象商品> （伝統）工芸品、ハンドメイド・クラフト、手仕事品、手作り食品等 <募集要件> 実施される全ての事業に参加可能であること、展示販売会ではブースに常駐して対面販売可能であること <募集期間> 平成30年11月16日（金）～26日（月）18:00
実施時期	平成30年12月3日(月)～平成31年3月25日(月)
支援行政機関	経済産業省
連絡先	担当者： 中小企業庁経営支援部小規模企業振興課 TEL： 03-3501-2036(内線5382～5385) FAX： 03-3501-6989 メール： s-chuki-shokibokigyo@meti.go.jp
URL	https://www.creema.jp/event/hokaido-ippin

【更新】

取組名称	被災事業者等販路開拓支援事業
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（道産品の販路拡大）
概要	北海道胆振東部地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象に、地域産品の PR や販路の拡大等を支援することにより、被災地域の中小企業・小規模事業者の一日も早い復興を後押しすることを目的とした事業です。
支援内容	百貨店・駅ナカ・駅ビルなどで販売会の場を提供し、地域産品の販路拡大を支援するとともに、参加事業者の販売力・販売スキル向上を支援します。 ※以下の内容は変更が生じる場合があります。 ① J R 新宿駅（新宿駅西口広場） 開催期間：12/16（日）～22（土） ② 上野駅グランドコンコース 開催期間：1/10（木）～13（日） ③ ふるさと祭り東京（東京ドーム） 開催期間：1/11（金）～20（日） ④ 第25回グルメ & ダイニングスタイルショー春2019（東京ビックサイト） 開催期間：2/12（火）～15（金） ⑤ 世界らん展2019（東京ドーム） 開催期間：2/15（金）～22（金） ⑥ 新宿小田急百貨店（新宿店） 開催期間：3月予定 など 各イベントに10社程度の出展枠を確保 ※出店事業者の募集開始は12月上旬を予定。出展料（場所代）は無料。出展事業者の交通費・宿泊費・通信運搬費の一部は無料。出展が困難な事業者には、一部販売代行を実施。
対象者	北海道内に本社所在地のある中小企業・小規模事業者
実施時期	平成30年12月～平成31年3月
支援行政機関	経済産業省
連絡先	担当者： 中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課
	TEL： 03-3501-1511(内線5342～5345)
	FAX： 03-3501-7055
	メール： s-chuki-shinjigyo@meti.go.jp
URL	http://hokkaidofes.jp/

取組名称	どさんこプラザの活用等による販路拡大に向けたマーケティング支援 (北海道物産観光展示所運営費・海外アンテナショップ活用による道産食品販路拡大事業)
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（道産品の販路拡大）
概要	国内外の「北海道どさんこプラザ」を活用し、テスト販売制度、マーケティングサポート催事制度及びマーケティングアドバイザー制度による支援を行います。
支援内容	①テスト販売制度（有楽町店、名古屋店、札幌店、シンガポール店） 売れる商品づくりを支援するため、道内企業が製造・加工した新商品を店舗にて3～6ヶ月間試験的に販売できます。販売終了後には、店舗から販売情報の分析と商品開発・改良の参考に役立つアドバイスをフィードバックします。 ②マーケティングサポート催事制度（有楽町店、札幌店） 店頭で道内企業が商品開発・販路拡大等を目的に開催する催事スペースを設置しています。試食販売を行うことにより、消費者ニーズのリサーチにお役立ていただけます。 ③マーケティングアドバイザー制度 首都圏、中京圏及び札幌市にマーケティングアドバイザーを配置し、道内の中小企業等からの商品開発・マーケティング活動等に関する相談に対して助言等を行います。
対象者	①テスト販売 （1）道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、次の条件のいずれかに該当する方 ▷道産品の生産・製造・加工を行っている方 ▷自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方 （2）その他アンテナショップの設置目的に適合するテスト販売を実施するものと道が認めた方。 ②マーケティングサポート催事 （1）道内に事務所又は事業所を有する企業、個人や公益的な団体のうち、道産品の生産、製造、加工を行っている方 （卸売業者や仕入販売業者は除く） （2）北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会
実施時期	①②四半期毎 ③随時
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者：北海道経済部食関連産業室 TEL： 011-204-5766 FAX： 011-232-8860 メール：shokusan@pref.hokkaido.lg.jp
URL	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke_top.htm

取組名称	北海道産品取引商談会・北海道の物産と観光展の開催 (貿易物産振興事業費補助金)
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化(道産品の販路拡大)
概要	道内企業と道内外流通企業・バイヤーとの商談機会を提供するため、東京、大阪で商談会を開催するほか、道産品の販路拡大と観光客の誘致促進を図るため、道外主要都市に所在する百貨店の協力を得て、道産品の展示・販売及び観光地の紹介・PRを行う「北海道の物産と観光展」を開催します。
支援内容	<北海道産品取引商談会(東京・大阪)> ・東京会場：平成31年1月28日(月) 13:00~17:00 東京交通会館12階「ダイヤモンドホール」 ・大阪会場：平成31年1月30日(水) 13:00~17:00 ホテル阪急インターナショナル4階「紫苑」 <北海道の物産と観光展> ・27都市32会場で開催予定 (日程、出品基準等は下記の食関連産業室ホームページをご参照ください。)
対象者	道内食関連企業等
実施時期	上記のとおり
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者：北海道経済部食関連産業室 TEL： 011-204-5766 FAX： 011-232-8860 メール：shokusan@pref.hokkaido.lg.jp
URL	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke_top.htm

取組名称	道産食品の成長市場向けマーケティング支援 (成長市場向けマーケティング支援事業(食のブランド・ステップアップ事業))
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化(道産品の販路拡大)
概要	道内各地域で食に携わる企業(一次産業従事者を含む)を参集し、個別相談・商談の場で食のサポーターや食の専門家(シェフ、バイヤー)による商品の磨き上げに向けたアドバイスを行うほか、道と包括連携協定を締結している民間企業と連携した個別相談、商談会を実施します。
支援内容	全道6圏域において食のサポーター、トップクラスのシェフ、商社流通関係社を専門家として招聘し、商品の磨き上げに関する相談や商談を行います。
対象者	道内(地域開催の場合は当該地域内)の生産者、食品製造業者
実施時期	10月17日(岩見沢市)、10月23日(帯広市)、10月26日(旭川市) 11月12日(函館市)、11月13日(苫小牧市)、11月27日(釧路市) 1月21日(札幌市)
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者: 北海道経済部食関連産業室
	TEL: 011-204-5979
	FAX: 011-232-8860
	メール: shokusan@pref.hokkaido.lg.jp
URL	

取組名称	北海道食品機能性表示制度による道産食品高付加価値化に向けた支援 (機能性食品・素材バリューチェーン強化パッケージ事業)
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化(道産品の販路拡大)
概要	「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーD o)」は、自治体では全国初の食品の機能性に関する認定制度です。道内で製造される加工食品に含まれる道内で製造された機能性成分について、「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた事実を北海道が認定します。 この制度を活用し、北海道産加工食品の高付加価値化に取り組む企業の相談に応じます。
支援内容	北海道が所管する「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーD o)」の認定商品の開発ならびに認定申請にあたっての様々な相談に応じ、必要に応じて関係機関等への橋渡しを行います。 (相談例) ・機能性食品の商品化に取り組みたいが、機能性素材に関する情報が欲しい。 ・科学的エビデンス確保のため、ヒト介入試験を実施したいが自社ではできない。 など ※北海道食品機能性表示制度について 制度創設:平成25年 運用:北海道 認定 対象食品:加工食品 対象成分:単一成分又は組成物 科学的根拠:ヒト介入試験(基本的に査読付論文1報で可) 効能表示:不可 認定マーク:あり 申請時期:5月/11月の2回
対象者	食品製造を行う企業ならびに機能性素材を製造する企業
実施時期	随時
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者:北海道経済部食関連産業室 TEL: 011-204-5226 FAX: 011-232-8860 メール: shokusan@pref.hokkaido.lg.jp
URL	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/ks/hyouziseido.htm

取組名称	「Gift Show2019（東京）」「FOODEX JAPAN 2019（千葉）」等への出展支援
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（道産品の販路拡大）
概要	「第87回東京国際ギフト・ショー春2019」及び「FOODEX JAPAN 2019 [第44回国際食品・飲料展]」に中小機構ゾーンを設けて「中小企業総合展」を開催するとともに、PR・商談支援等を行います。
支援内容	①イベント 【Gift Show 2019】 日本最大級のギフト雑貨の見本市「東京国際ギフト・ショー春」に中小機構がブースを設け、『中小企業総合展』として中小企業者100社が出展する場を提供します。 ※出展料：46,800円（税込）／小間・4日間（通常の出展料） ※出展料：無料／小間・4日間（北海道内本社所在企業） 【FOODEX 2019】 約7万人の来場を誇る「FOODEX JAPAN 2019」に中小機構がブースを設け、『中小企業総合展』として中小企業者100社が出展する場を提供します。 ※出展料：65,186円（税込）／小間・4日間（通常の出展料） ※出展料：無料／小間・4日間（北海道内本社所在企業） ②中小企業総合展オリジナルのWEBサイトやガイドブックを作成し、貴社の情報をパイヤー等に幅広くアピールします。 ③中小機構の専門家や通訳が当日の商談をサポートします。 ④出展者説明会やオンラインセミナー動画等にて出展サポートします。 ⑤リンクロッシングの特設サイト（U×U）にて、地域の特色ある食品、生活雑貨、素材を国内外のパイヤーや消費者に対してPRします。
対象者	出展希望者は申込が必要となります。（平成30年9月3日～10月1日） ※道内企業の出展申込については、12月3日まで延長措置あり。 但し、出展料減免が適用される中小企業者は、平成30年7月豪雨および台風21号による被災企業と合わせて先着30社となっており、枠数に到達次第、申込を締め切ります。 【Gift Show 2019】 ギフト関連商品（食品・飲料分野を除く）を企画開発・製造されている中小企業者100社 【FOODEX JAPAN】 食品・飲料等の商品を企画開発・製造されている中小企業者100社 ※第三者の商品を仕入れて販売する卸売業・小売業の方は対象外となります。
実施時期	【Gift Show 2019】平成31年2月12日（火）～2月15日（金） 【FOODEX JAPAN】平成31年3月5日（金）～3月8日（火）
支援行政機関	経済産業省
連絡先	担当者：中小企業基盤整備機構 【Gift Show 2019】03-6441-4821 TEL：【FOODEX 2019】03-6441-4907 【U×U】03-6432-4417 メール：【Gift Show 2019】giftshow2019@hakuhoodo.co.jp 【FOODEX 2019】foodex2019@hakuhoodo.co.jp 【U×U】contact@unei-jimukyoku.jp
URL	【Gift Show 2019】http://giftshow.smri.go.jp/ 【FOODEX 2019】http://foodex.smri.go.jp/ 【U×U】https://uu.smri.go.jp/oubo/

取組名称	日本百貨店協会との連携による全国各地での北海道物産展の実施
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（道産品の販路拡大）
概要	訪日外国人を含めた国内外の旅行者が楽しみにしている地域の「食」や「文化」の魅力を発信するため、被災地産品フェアの開催等を働きかけていきます。
支援内容	10社（79店舗）で店頭において募金箱を設置するなど、平成30年北海道胆振東部地震の被災地支援のチャリティー活動を実施。 百貨店の各店舗で、北海道物産展などの被災地の地域産品を取り扱った催事を検討・実施中。
対象者	百貨店等における北海道物産展への出品事業者
実施時期	平成30年10月から
支援行政機関	経済産業省 商務・サービスG 消費・流通政策課、農林水産省
連絡先	担当者：滝澤、平野、野崎
	TEL： 03-3501-1708
	FAX： 03-3501-6204
	takizawa-yasunori@meti.go.jp メール： hirano-shigeo@meti.go.jp nozaki-takamasa@meti.go.jp
URL	

取組名称	アジア各国での「北海道フェア」等の実施 (食と観光需要喚起緊急対策事業費)
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化 (道産品の販路拡大)
概要	韓国、台湾、香港、中国、タイ、シンガポールにおいて、北海道の食と観光に係る大規模なプロモーションを展開します。
支援内容	○シンガポール、タイの「どさんこプラザ」を活用したフェア、 商談会等を実施します。 ○韓国、台湾、香港、中国において食と観光のプロモーション等を実施します。
対象者	－
実施時期	・シンガポール、タイ：平成31年1月下旬～2月中旬（予定） ・韓国：平成30年11月30日～12月2日 ・台湾：平成31年1月11日～1月20日 ・香港：平成31年1月17日～2月8日 ・中国：平成30年11月5日～10日
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者：北海道経済部食関連産業室、経済企画局国際経済室
	TEL： 011-204-5766（食産室）、011-204-5339（国経室）
	FAX： 011-232-8860（食産室）、011-232-8870（国経室）
	メール： 食産室： shokusan@pref.hokkaido.lg.jp 国経室： keizai.kokukei1@pref.hokkaido.lg.jp
URL	

取組名称	台湾における道産品の販路拡大支援 (道産食品・食材ブランド戦略事業)
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（道産品の販路拡大）
概要	台湾における道産品の販路拡大を目指す道内企業のマーケティング活動に役立てていただくため、台中市内の百貨店に設置された北海道チャレンジショップでのテスト販売や地域参加型プロモーションを実施します。
支援内容	<テスト販売> 台湾での販路拡大を目指す道内企業の皆様に支援するため、商品を3ヶ月間チャレンジショップで販売し、その過程で得られた商品についての評判や評価等のアドバイスを還元し、マーケティング活動に役立てていただきます。 <地域参加型プロモーション> 店舗内のイベントスペースを活用して、道内各地域の産品紹介や観光情報発信など、地域の皆様の参加型プロモーションの場としてご活用いただけます。 <北海道チャレンジショップ> 場所：遠東百貨「Top City台中大遠百」12階
対象者	・道内に事務所又は事業所を有する企業及び個人事業主のうち道産品の製造・加工を行っている方または自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方 ・地方公共団体、商工・物産関連団体
実施時期	～平成31年3月31日
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者：北海道経済部経済企画局国際経済室 TEL： 011-204-5339 FAX： 011-232-8870 メール：keizai.kokukei1@pref.hokkaido.lg.jp
URL	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/taiwantopcity.htm

取組名称	道産ワインの販路拡大等支援 (食品製造業の人材育成事業)
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化 (道産品の販路拡大)
概要	道内でワイン造りに携わる者に対して、道産ワインPRイベントや道産ワインセミナーを通じて、関係事業者や消費者のニーズを的確に捉えた効果的なマーケティング活動を習得する研修を実施することにより、高品質な道産ワインの普及を図ります。
支援内容	<消費者向けプロモーション(北海道物産展・フェア)> 百貨店や飲食店等で開催される北海道物産展や北海道フェアにおいて、道内ワイナリーによる試飲販売及び「GI HOKKAIDO」PRを実施します。(東京、札幌) <関係事業者向けPRイベント> 道内ワイナリーによる酒販店や飲食・宿泊関係者、流通関係者、メディア等を対象とした道産ワインや「GI HOKKAIDO」のPRイベントを開催します。(東京) <飲食店向けセミナー> 道内ワイナリーによる飲食・宿泊関係者を対象とした道産ワイン及び「GI HOKKAIDO」セミナーを開催します。(東京、札幌)
対象者	支援対象者は道内でワイン造りに携わる者。 なお、各種イベントやセミナーの参加者として、酒販店、飲食・宿泊関係者、流通関係者、メディア等を対象とします。
実施時期	<消費者向けプロモーション(北海道物産展・フェア)> ・11月16～18日(東京) <関係事業者向けPRイベント> ・1月16日(東京) <飲食店向けセミナー> ・1月17日(東京) ・2月21日(札幌)
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者：北海道経済部食関連産業室
	TEL： 011-204-5979
	FAX： 011-232-8860
	メール： shokusan@pref.hokkaido.lg.jp
URL	

取組名称	マレーシア、香港における「北海道フェア」の開催	
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（道産品の販路拡大）	
概要	イオン（マレーシア・香港）、YATA（香港）において、「北海道フェア」を開催し、復興PR及び北海道産品のプロモーション活動を行います。	
支援内容	・各店舗にて「北海道フェア」を実施します。 ・店舗では試食販売のプロモーションを実施します。	
対象者	農水産物の生産者 農産加工品、水産加工品、加工食品、菓子類等の中堅・中小メーカー	
実施時期	イオン（マレーシア）：平成30年10月29日から11月5日 イオン（香港）：平成31年3月7日から27日 YATA（香港）：平成31年1月17日から2月8日まで	
支援行政機関	経済産業省、北海道（YATAのフェアに協力）	
連絡先	担当者：JETRO北海道 所長 白石	担当者：JETROサービス産業部 商務・情報産業課 栗原
	TEL： 011-261-7434	TEL： 03-3582-5227
	FAX： 011-221-0973	FAX： 03-5572-7044
	メール：SAP@jetro.go.jp	メール：SIE@jetro.go.jp
	担当者：北海道経済部経済企画局国際経済室 天野	
	TEL： 011-204-5339	
	FAX： 011-232-8870	
	メール： keizai.kokukei1@pref.hokkaido.lg.jp	
URL	https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/	

取組名称	日越交流フェス（ベトナム）での道産品販売ブース等設置	
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（道産品の販路拡大）	
概要	平成31年1月19日～20日、ベトナム最大級の来場者数（第5回開催時／2日間で18万人が来場）を誇る日越交流フェスにおいて、風評被害の払拭と北海道産品プロモーションを実施します。	
支援内容	ベトナム・ホーチミンで開催される「第6回 Japan Vietnam Festival in Ho Chi Minh City」において、北海道等被災地復興支援を盛り込んだ地域産品試食販売企画を行います。併せて同フェスティバルにおける観光のPRも行います。 ・参加企業募集期間 平成30年11月1日（木）～11月30日（金）	
対象者	農水産物の生産者 農産加工品、水産加工品、加工食品、菓子類等の製造業者	
実施時期	イベント実施時期 平成31年1月19日（土）～20日（日）	
支援行政機関	経済産業省、北海道	
連絡先	担当者：JETRO北海道 所長 白石	担当者：JETRO農林水産・食品部 農林水産・食品課 三輪
	TEL：011-261-7434	TEL：03-3582-4966
	FAX：011-221-0973	FAX：03-3582-7378
	メール：SAP@jetro.go.jp	メール：AFA@jetro.go.jp
	担当者：北海道経済部経済企画局国際経済室 天野	
	TEL：011-204-5339	
	FAX：011-232-8870	
	メール： keizai.kokukei1@pref.hokkaido.lg.jp	
URL	https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/	

取組名称	ECサイト「Red Mart（シンガポール）」による北海道コーナーの設置	
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（道産品の販路拡大）	
概要	シンガポールの大手食品等ECサイト「RedMart」と連携し、ASEAN市場をはじめとした海外向けECサイト『JAPAN MALL』事業の活用。	
支援内容	・ RedmartのECサイト内に構築する『JAPAN MALL』内に「北海道コーナー」を設置してプロモーションを実施 ・ 菓子類、飲料、乳製品、水産品等を対象として参加商品を募集中（10月31日締切り） ・ RedMartによる商品買取りのため、低リスクでの参加が可能 ・ 海外でのEC販売にチャレンジしたい企業、初めて輸出する企業も参加しやすい。	
対象者	・ 農水産物の生産者 ・ 農産加工品、水産加工品、加工食品、菓子類等の中堅・中小メーカー	
実施時期	販売期間 平成31年2～3月	
支援行政機関	経済産業省	
連絡先	担当者： JETRO北海道 所長 白石	担当者： JETROサービス産業部 商務・情報産業課 栗原
	TEL： 011-261-7434	TEL： 03-3582-5227
	FAX： 011-221-0973	FAX： 03-5572-7044
	メール： SAP@jetro.go.jp	メール： SIE@jetro.go.jp
URL	https://www.jetro.go.jp/ext_images/Events/sie/redmart/boshuyoko2.pdf	

取組名称	JETRO等の新輸出大国コンソーシアム構成機関の専門家による相談対応	
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（道産品の販路拡大）	
概要	TPP等を契機として、工業品・農産品・食品・コンテンツ及びサービス等の海外展開を計画している中堅・中小企業に専門家を派遣する事業。	
支援内容	海外展開を図る中堅・中小企業に対して専門家が寄り添い、技術開発から市場開拓に至るまで様々な段階に応じて、場合によっては複数の機関が連携して単一の支援機関では提供できないような支援策など総合的な支援を実施する。 (※)新輸出大国コンソーシアム構成機関：経済産業局、政府系機関、地方自治体、地域支援機関、商工会議所、商工会、地方銀行、信用金庫、中小機構、JICA、日本貿易保険、NEDO、ジェトロ	
対象者	中堅・中小企業	
実施時期	実施中	
支援行政機関	経済産業省	
連絡先	担当者：JETRO北海道 所長 白石	担当者：JETROビジネス展開支援部 新興国進出支援課長 後藤
	TEL： 011-261-7434	TEL： 0120-95-3375
	FAX： 011-221-0973	FAX： 03-3585-1630
	メール： SAP@jetro.go.jp	メール： conso-support@jetro.go.jp
URL	https://www.jetro.go.jp/consortium/	

取組名称	商店街における被災地特産品等の復興支援セールの開催 (被災地特産品等消費拡大特別対策事業費)
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化 (中小企業支援)
概要	平成30年北海道胆振東部地震による被災地を、オール北海道の商店街が支援し、被災地を元気づけるとともに、震災により来街者が減少している商店街の復興を図り、道内経済の早期復旧を図ります。
支援内容	全道の商店街において、被災3町（厚真町、安平町、むかわ町）の特産品などを販売する「一緒に応援キャンペーン」を展開します。 ＜キャンペーンの内容＞ ・被災3町の物産等の販売 ・売上の一部を義援金とする販売促進事業の展開 ・募金の受付 ・被災地応援メッセージの受付
対象者	北海道商店街振興組合連合会
実施時期	平成30年11月17日（土）～平成31年2月28日（木） ※各商店街によって実施期間は異なります ＜実施予定＞ 道内70商店街 (札幌市、旭川市、帯広市、北見市、江別市、留萌市、千歳市、釧路市、小樽市、滝川市、室蘭市、深川市、函館市、網走市、美瑛市、稚内市、富良野市、根室市、士別市、石狩市、恵庭市) 開始日程等が決まり次第、順次、「道振連」のウェブサイトでお知らせします。 北海道商店街振興組合連合会 TEL：011-222-4933 (http://www.kuleba.jp/news/ouen.php)
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者：北海道経済部地域経済局中小企業課 TEL： 011-204-5341 FAX： 011-232-8127 メール： keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp
URL	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/shkhn/shokuhinshinkou.htm

取組名称	道立地域食品加工技術センターによる技術相談等支援
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（中小企業支援）
概要	食品製造を行う企業等に対し、加工技術の指導や技術講習会を開催するとともに、企業のニーズに応じた加工技術の開発を行い、加工技術の高度化、人材育成、新製品開発等を支援します。
支援内容	< 技術相談・技術指導 > ・ 移動食品加工技術センターの開催 ・ 加工技術講習及び食品加工相談の実施 ・ 企業の個別技術指導及び相談対応の実施 < 技術研究会 > ・ 産官の技術者・研究者が共通課題についての検討・交流を図る研究会の開催 < 技術講習会 > ・ 企業の技術者等の養成を図る加工技術講習会等の開催 < 研修者の受入（無料） > ・ 加工技術の習得・商品開発の技術指導等を目的とした企業からの研修者の受入 < 試験設備、機器の開放（有料） > ・ 企業に対するセンターに設置した試験研究機器等の利用の解放 < 依頼試験・分析（有料） > ・ 企業からの依頼による食品加工に関する試験及び分析の実施
対象者	道内食関連企業
実施時期	随時
支援行政機関	北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター、北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
連絡先	担当者：北海道経済部食関連産業室 TEL： 011-204-5312 FAX： 011-232-8860 メール：shokusan@pref.hokkaido.lg.jp
URL	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/shkhn/shokuhinshinkou.htm

取組名称	道立工業技術センターによる技術相談等支援
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（中小企業支援）
概要	道立工業技術センターでは、道内企業等の技術的課題の解決に向けた技術相談などを行うとともに、新技術・新商品の開発などを共同研究や依頼試験分析などにより支援します。
支援内容	< 技術相談 > 研究職員が企業等の技術的課題や新技術・新商品開発など、各種技術的な相談に応じます。 < 現地技術指導 > 研究職員が企業等を訪問し、技術的課題の解決に向けて助言します。 < 技術講習会 > 先端的な技術及び基礎・応用技術の習得を目的とした講習や研修を行います。 < 研修生受け入れ > 道内企業等の技術者や研究者を研修生として受け入れ、技術の習得を図ります。 < 試験設備、機器の解放（有料） > 測定機器や分析機器などを企業等の利用に供します。
対象者	道内中小企業等
実施時期	随時
支援行政機関	道立工業技術センター
連絡先	担当者：北海道経済部産業振興局科学技術振興室 TEL： 011-204-6478 FAX： 011-232-1063 メール：sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp
URL	http://www.techakodate.or.jp/center/

取組名称	(地独) 北海道立総合研究機構工業試験場による技術相談等支援
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化 (中小企業支援)
概要	北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 工業試験場では、中小企業等の新技術・新商品の開発や技術的な課題などの解決に向けて技術相談や技術指導などを行うとともに、共同研究・受託研究などにより支援します。
支援内容	< 技術相談 > 中小企業等の新技術・新商品の開発や技術的な課題など各種の相談に応じます。 < 技術指導 > 中小企業等が抱える技術的課題の解決を図るため、技術者の受け入れ等による指導を随時行います。 < 技術開発派遣指導 > 新技術・新商品の開発などを支援するために、中小企業等に研究職員を中長期間にわたり有料で派遣します。 < 依頼試験・分析 > 中小企業等の依頼による試験・分析・測定などを有料で行います。 < 試験設備・機器の開放 > 各種の設備や加工機械、測定機器、検査機器などを有料で開放します。 ※工業試験場では、平成30年11月に食品ロボット実証ラボ「ROBOLABO (ロボラボ)」を新設し、食品加工メーカー等に対するロボット導入の担い手を育成する実践研修などを実施しています。
対象者	道内中小企業等
実施時期	随時
支援行政機関	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 工業試験場・ものづくり支援センター
連絡先	担当者：北海道経済部産業振興局科学技術振興室 TEL： 011-204-6478 FAX： 011-232-1063 メール： sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp
URL	http://www.hro.or.jp/list/industrial/research/iri/index.html

取組名称	中小企業総合支援センターによる設備貸与事業
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（中小企業支援）
概要	中小企業総合支援センターでは、小規模企業者等の方が創業又は経営の革新に必要な設備を導入する際に、センターがその設備を購入し、申込みをされた方に割賦販売、またはリースする制度を実施。
支援内容	○対 象 者：常時使用する従業員が50人以下の小規模企業者、創業者 ○対象設備：道内に設置する生産・加工などに供する機械装置等 (新品に限る) ※例えば、建設機械や冷蔵設備、自家発電設備など ○限 度 額：100万円～1億円 ○期間・利率： ①割 賦:10年以内、割賦損料率 年1.8～2.0%、 ②リ ー ス:月額リース料率 3年の場合 2.955%～10年の場合 0.998% ○そ の 他：商工会経由の場合、割賦期間を2年延長可
対象者	小規模企業者、創業者
実施時期	随時
支援行政機関	北海道、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター
連絡先	担当者 北海道経済部地域経済局中小企業課（近代化資金G） TEL： 011-204-5345 FAX： 011-232-1041 メール：keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp
URL	https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

取組名称	小規模企業のＩＣＴ利活用を通じた経営体質の強化等支援 (小規模企業持続的発展支援事業)
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化 (中小企業支援)
概要	道内小規模企業のＩＣＴ利活用などを通じた経営体質の強化や、生産性の向上を図るため、企業等への人材育成を実施します。
支援内容	<支援機関向け> 地域支援機関職員（商工会、金融機関等）に対するＩＣＴ利活用等による生産性向上に関するスキルアップ研修会を実施します。 <企業向け> 企業の経営者や従業員等に対し、ＩＣＴ利活用の促進を図るため、専門家派遣による個別研修を実施します。 <周知等> 生産性の向上に取り組む企業の優良事例や地域支援機関による支援手法等に係る取組を整理した事例集を作成、配布します。
対象者	地域支援機関職員及び道内小規模企業
実施時期	・ 地域支援機関職員向けスキルアップ研修 全道 11 箇所 で平成 30 年 7 月～10 月に開催済み ・ 小規模企業向け個別研修 平成 30 年 9 月～平成 31 年 1 月（予定）
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者 経済部地域経済局中小企業課
	TEL： 011-204-5331
	FAX： 011-232-8127
	メール： keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp
URL	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/index.htm

取組名称	被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（中小企業支援）
概要	胆振東部地震により大きな被害を受けた3町（厚真町、安平町、むかわ町）の小規模事業者の事業再建を推進するため、販路開拓等に取り組む費用の負担軽減を図り、被災地域の早期復興を支援します。
支援内容	3町（厚真町、安平町、むかわ町）の事業者であって国が実施する持続化補助金（被災地域の小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓等に取り組む費用を支援する事業（国2／3））の交付を受ける事業者に対し、事業費の自己負担の一部を道が補助します。 ○補 助 率：1/12 （国2/3補助に道が1/12補助することにより合計3/4補助） ○補助上限：125千円 （国が補助率2/3補助上限が100万円のため $150 \times 1/12$） ○補助事業の流れ：道から事業者への直接補助
対象者	厚真町、安平町、むかわ町の事業者で国の持続化補助金の交付決定を受けた者
実施時期	平成30年12月～平成31年3月（予定）
支援行政機関	北海道
連絡先	担当者 北海道経済部地域経済局中小企業課
	TEL： 011-204-5345
	FAX： 011-232-8127
	メール： keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp
URL	

取組名称	小規模事業者への販路開拓等支援（小規模事業者持続化補助金）
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（中小企業支援）
概要	小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援します。
支援内容	①補助率：補助対象経費の2／3以内 ②補助上限額：以下参照 ・厚真町、安平町、むかわ町の事業者：100万円 ・上記3町以外の北海道内の事業者（※）50万円 ※「地域の観光需要の回復・増大に寄与する取組」として市町村が推薦するものについては上限100万円 ③補助対象費目：機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費 （公募期間） 平成30年10月19日（金）～11月9日（金）
対象者	北海道に所在する、北海道胆振東部地震の影響を受けた小規模事業者 具体的には以下のとおり。 ①北海道内で、自社の事業用資産に損壊等の直接被害を受けた事業者 ②北海道胆振東部地震に起因して売上が減少した事業者
実施時期	（事業実施期間） 交付決定日（平成30年9月6日まで遡及可能）～平成31年1月21日（月） ※本補助金は、平成30年度補正予算でも別途措置されています。詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせします。
支援行政機関	経済産業省
連絡先	担当者：北海道経済産業局産業部中小企業課 TEL：011-709-2311（内線2575-2576） FAX：011-709-4138 メール：hokkaido-chusho@meti.go.jp
URL	http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20181019/index.htm

取組名称	専門家派遣によるBCP策定支援
支援分野	3. 北海道経済の成長軌道化（中小企業支援）
概要	中小企業のBCP（事業継続計画）策定や、緊急非常時における事業継続を支援するため、専門家派遣事業を実施しています。
支援内容	中小企業の実情や業種や規模に関わらずBCP（事業継続計画）の策定に当たり、年間3回まで、無料でBCP関連の専門家を派遣します。
対象者	BCPの策定・運用を検討している中小企業・小規模事業者
実施時期	平成31年2月まで
支援行政機関	北海道経済産業局
連絡先	担当者：産業部中小企業課
	TEL： 011-709-2311（内線2575-2576）
	FAX： 011-709-4138
	メール： hokkaido-chusho@meti.go.jp
URL	http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/bcp/senmonka.htm